

(写)
6 西監第 167 号
令和 7 年 2 月 5 日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎 殿
西 東 京 市 長 池 澤 隆 史 殿

西東京市監査委員 岡 村 保 彦
(公印省略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤 田 美智子
(公印省略)

令和 6 年度財政援助団体監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 補助金交付団体 西東京市防犯協会
- 2 所 管 課 総務部危機管理課

第3 監査の範囲

西東京市防犯協会へ交付した令和5年度の西東京市防犯協会補助金（以下「補助金」という。）に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和6年8月2日から令和7年1月31日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

西東京市防犯協会については、補助金が交付目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか。また、総務部危機管理課については、補助金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 説明聴取 令和6年10月30日 実施場所：監査委員室
- 2 講 評 令和6年12月18日 実施場所：監査委員室

第8 監査の着眼点

1 西東京市防犯協会

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付事務所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が交付対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

2 総務部危機管理課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第9 西東京市防犯協会の概要

1 目的

地方自治の本旨に基づき、ボランティア活動を通じて地域における犯罪及び少年非行の防止等、明るい住み良い街づくりに貢献することを目的とする。

2 設立

平成13年4月1日

3 事業内容

- (1) 防犯対策の調査、研究及び対策の企画、立案
- (2) 防犯意識の高揚に必要な啓蒙活動
- (3) 防犯対策を目的とした地域安全活動
- (4) 防犯施設及び防犯資器材の整備と活用
- (5) 関係機関及び関係団体との連携、協力
- (6) その他本会の事業を達成するために必要な事業

4 組織（令和6年3月31日現在）

(1) 役員

顧問1名、会長1名、副会長5名、事務局長1名（副会長兼務）、事務局次長1名、会計2名、会計監査2名、支部長16名

(2) 会員数

113名

5 収支の状況

西東京市防犯協会の令和5年度収入決算額は、1,888,411円であり、支出決算額は、1,576,603円である。

第10 市との関係

市は、西東京市防犯協会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）などに基づき、毎年度予算の範囲内で補助金を交付している。

なお、令和5年度における西東京市防犯協会に対する補助金の交付決定額は1,316,000円であり、確定額も同額であった。

第11 監査の結果

この監査において、市が西東京市防犯協会に対し交付している補助金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。

1 個別的指摘事項

(1) 西東京市防犯協会

特に指摘する事項はない。

- (2) 総務部危機管理課
特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査では特に指摘する事項もなく、当該補助金に係る会計処理等に関する事務が、交付要綱などに基づき、おおむね適正に処理されていることが確認できた。なお、西東京市防犯協会では、より適切な会計処理の実施に向けて、会計事務規程の整備に着手していることから、総務部危機管理課においては、補助金所管課として、会計事務全般に係るリスク管理等について、適宜、助言を行われたい。

今後も西東京市防犯協会のさまざまな活動が市及び警察等との連携により効果的に行われ、犯罪や暴力・非行のない地域環境が形成されることに期待するものである。